

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1 概要

- 市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「上越市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から平成31年度までの「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を定め、毎年度「上越市子ども・子育て会議」において、進捗状況を点検している。
- 国では、中間年を目途に必要な応じて見直しを行うことを求めていることから、平成29年度内に中間年の見直しを検討する。

2 見直しの基準

- ①平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みより10%以上のかい離がある場合
- ②10%以上のかい離がないが、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合
- ③10%以上のかい離がないが、既に計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

3 現在の状況

別紙のとおり

(量の見込みと確保の内容にかい離がありますが、不足は発生していない状況)

4 今後のスケジュール

平成29年7月21日	上越市子ども・子育て会議への付議
8月～9月	量の見込み等の見直し作業
平成29年9月下旬	国（県経由）へ調査票を提出